

背景

技術の高度化や複雑化に伴い、社外の技術を活用して研究開発や製品化を行うオープン・イノベーションが進展するなど、イノベーションの在り方が変化していることから、これに対応した知的財産制度の見直しが必要となっている。

法案の概要

- ① 事業の安定性を確保するため、企業が社外の技術を活用するために必要なライセンス契約の保護を強化する。
- ② 企業や大学等で一般化している共同研究・共同開発の成果を適切に保護する。
- ③ 中小企業等の負担を軽減するため、知的財産制度のユーザーの利便性向上を図る。
- ④ 知的財産を巡る紛争のコストを低減するため、紛争の迅速・効率的な解決を図る。

措置事項の概要

1. ライセンス契約の保護の強化（当然対抗制度の導入）

- 実務上困難であるライセンスの登録をしなくても、**第三者からの差止請求等に対抗できる**こととする。（参考1）

2. 共同研究・共同開発の成果の適切な保護

- 共同発明者の一部によって特許が取得されてしまった場合などに、**発明者等が特許権等を自らに返還請求**できる制度を導入する。（参考2）

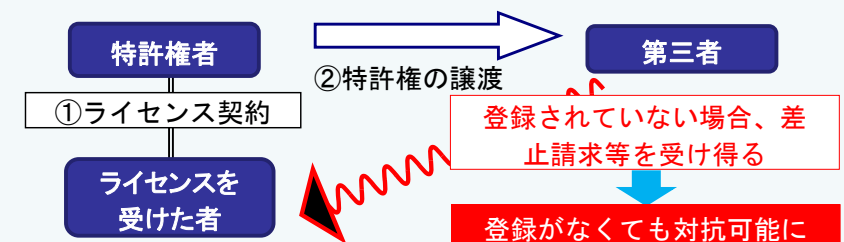
3. ユーザーの利便性向上

- 特許料金の**中小企業に対する減免制度の適用期間を延長**する等、見直しを行う。（参考3）
- 学会での発表など、発明者等により発明が公表された場合でも、特許等として登録が認められる例外の範囲を広げる。

4. 紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直し

- 出訴後に特許権の内容が変更されることにより、事件が無駄に裁判から審判に差し戻されてしまう現象を防ぐ制度等を整備する。

参考1: 当然対抗制度の導入



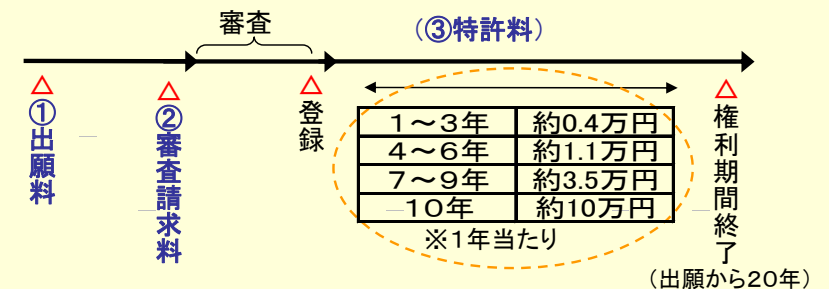
参考2: 共同研究・共同開発の現状

共同研究・共同開発をした経験がある企業・大学	約95%
共同で出願すべき発明を単独で出願してしまった経験がある企業・大学	約40%

参考3: 中小企業に対する減免制度

(現行)特許料 減免期間1～3年

1～10年に延長



個別施策のポイント

イノベーションのオープン化への対応

技術の高度化・複雑化に伴い、1つの製品に1つの特許という時代から、1製品に数千もの特許が利用される時代に変化。

※DVDの必須特許は、約2000件
※企業と大学の共同研究は、5年前に比較して2倍近い

他社の特許を利用するためのライセンス契約の重要性の高まり、大学や他社との共同研究開発の一般化などへの適切な対応が必要。

技術革新の加速化とライフサイクルの短縮化への対応

イノベーションのオープン化に加え、技術進歩のスピードが加速、商品のライフサイクルも短縮化。

※家電のライフサイクルは、5年前に比較して約4割短縮

特許審査の迅速化に加え、紛争が生じたときの解決・処理を迅速化・適正化し、紛争のコストを低減するとともに、特許権の機動的な行使を可能とすることが必要。

ユーザーの利便性の向上

我が国全体のイノベーションの促進には、中小企業（現在の出願シェア：約1割）や大学等の知的財産を活かすことが必要。

経済のグローバル化に対応し、海外での権利取得が重要。
※海外出願率：日本23%、米国51%、欧州63%

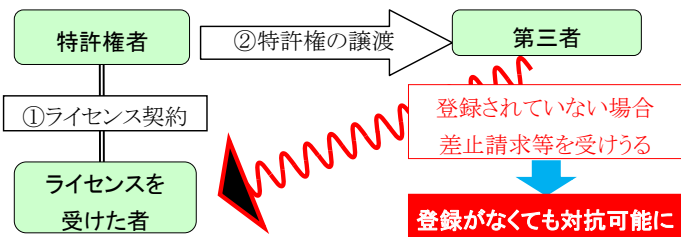
料金、手続面において、中小企業や大学等の負担軽減を図るとともに、海外における権利取得を支援することが必要。

実施段階への対応

○ライセンス契約の保護強化

安定的な事業継続のため、実務上困難なライセンスの登録をしなくても、第三者からの差止請求等に対抗できることとする。

【当然対抗制度の導入】



登録がなくても対抗可能に

通常実施権の登録率が0%又は1%未満の企業等 約90%

※主要諸外国では、登録がなくてもライセンスを第三者に対抗可能。

研究開発段階への対応

○共同研究・共同開発の成果の適切な保護

研究開発の成果を適切に保護するため、共同発明者の一部によって特許権が取得されてしまった場合などに、発明者等が特許権を自らに返還請求できる制度を導入する。

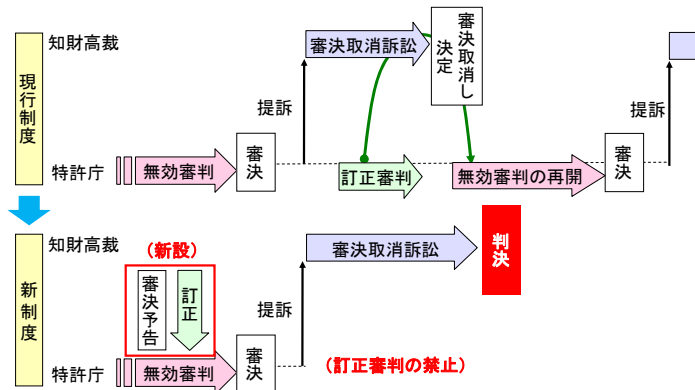
共同研究・共同開発をした経験がある企業・大学	約95%
共同で出願すべき発明を単独で出願されてしまった経験がある企業・大学	約40%

※主要諸外国では、他人に取得されてしまった特許権の取り戻しが可能。

紛争処理の迅速化等

①審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

紛争処理の迅速化のため、出訴後に特許権の内容が変更されることにより、事件が無駄に裁判から審判に差し戻されることを防ぐ。



②再審の訴え等における主張の制限

安定的な事業活動のため、特許権侵害訴訟の判決確定後に特許の無効審決が確定した場合等の再審を制限し、紛争の煮し返しを防ぐ。

※主要諸外国では、紛争の煮し返しが生じない制度となっている。

③審決の確定の範囲等に係る規定の整備

権利内容の迅速な確定等のため、特許権の有効性の判断等を特許権の一部（請求項）ごとに行うための規定を整備する。

紛争処理の適正化

○無効審判の確定審決の第三者効の廃止

紛争処理の適正化のため、確定審決の当事者等以外の者による同一事実・同一証拠に基づく無効審判請求を認める。

料金の見直し

①特許料等の減免制度の拡充、意匠登録料の引下げ

中小企業や大学等に対する特許料の減免期間を3年から10年へ延長するとともに、対象となる中小企業の範囲を拡大する。また、11年目以降の意匠登録料を、半減する。

【特許料の減免制度の拡充】

対象者	減免期間
資力に乏しい個人・法人	対象拡大
研究開発型中小企業	1年～3年目 → 1～10年目
大学・独法等	

※減免期間延長による効果（目安）：5千円→11万円／特許権

【意匠登録料の引下げ】

登録料	1～3年目	毎年 8,500円
	4～10年目	毎年16,900円
	11～20年目	毎年33,800円 → 16,900円

②国際出願手数料の引下げ

中小企業等の国際展開を支援するため、国際出願の調査手数料を引き下げる。

手続の見直し

①発明の新規性喪失の例外規定の見直し

学会での発表など、発明者等により公表された場合であれば、その公表態様を問わず、発明が公になった後でも特許権を取得し得ることとする。

②出願人・特許権者の救済手続の見直し

出願書類の翻訳文提出や特許料等追納の期間徒過に対する救済要件を緩和する。

③商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止

権利を早期に取得できるようにするため、商標権が消滅しても、1年間は他人による登録を排除している規定を廃止する。

※特許法の他、実用新案法、意匠法、商標法に加え、国際出願法、産活法、産業技術力強化法、TLO法、中小ものづくり高度化法の、計9法を改正。